

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例（平成6年藤枝市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 駅南地区計画区域の項中「平成25年藤枝市告示第8号により地区整備計画が定められた区域」を「令和2年藤枝市告示第 号により地区整備計画が定められた区域」に改める。

別表第2 青木地区計画区域の部A地区の項中「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」を「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」に改め、同部D地区の項中「劇場、映画館、演芸場又は観覧場」を「劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもので政令第130条の7の3で定めるもの」に改め、同部E地区の項中「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」を「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」に改め、同表水守地区計画区域の部中「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する建築物」を「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」に改める。

別表第2 駅南地区計画区域の部を次のように改める。

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)		(ク)	(ケ)
地区	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の遮蔽率の最高限度	建築物の面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	外壁の後退距離及び敷地面積	適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	建築物の各部の高さ
A2地区	—	350% (ただし、公会堂、集会場	200%	80%	1,000平方メートル	—	道路境界線までの距離	(1) 高さ が4メートルを超える部分 (2) 地盤	—	—

		及び図書館の用に供する部分を備える建築物で、その部分の床面積が2,000平方メートル以上の場合は、400%)				2メートル	面下の部分			
A3地区	—	500% (ただし、日常的に開放され、歩行者が自由に通行又は利用できる通路、広場そ	300%	70%	A2地区の項と同じ。	—	A2地区の項と同じ。	(1) 高さ が4メートルを超える部分 (2) 地盤 面下の部分 (3) 特定 行政庁が 建築審査 会の同意 を得て許 可した歩	—	—

		<p>の他にこれらに類するもの（壁面の位置の制限に係る部分を除く。）の面積の合計が敷地面積の10%以上の場合は、600%）</p>						<p>廊の柱その他これに類するもの</p>	
A4	<p>次に掲げる建築物 地 劇場、映画館、演芸場、 区 観覧場、ナイトクラブ 若しくは客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、勝舟投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場に供する</p>								

<p>建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの</p>									
<p>F 次に掲げる建築物以外 地区 (1) 観覧場 (2) 体育館 (3) 前 2 号に附属する建築物</p>	—	—	—	—	—	<p>平成 9 年 藤枝市 告示第 39 号 の計 画図 に表 示さ れて いる 道路 境界 線ま で の 距離 4 メ ートル</p>	<p>地盤面 下の 建築物 の部分</p>	—	—

別表第 2 横内・三輪地区計画区域の部中「劇場、映画館、演芸場又は観覧場」を「劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの

で政令第130条の7の3で定めるもの」に、「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」を「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」に改め、同表駅前一丁目8街区地区計画区域の部中「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」を「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。